

○熊本市学校給食費条例施行規則〔健康教育課〕

令和元年6月25日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市学校給食費条例（平成31年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(提供の申込み等)

第3条 保護者等は、当該保護者等に係る児童又は生徒への学校給食の提供を受けようとするときまでに、学校給食提供申込書を市長に提出しなければならない。ただし、特別支援学校の高等部に在籍する生徒であって成年に達しているものに係る学校給食提供申込書については、保護者等に代わって当該生徒がその申込書を提出することができる。

2 市長は、保護者等に前項に規定する申込書を提出することができない事情があると認める場合において、当該保護者等に係る児童又は生徒への学校給食の提供を受けようとする意思が確認できるときは、同項に規定する方法以外の方法により、学校給食の提供に係る申込みを受けすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該児童又は生徒の保護者等からの申込みがない場合であっても、学校給食の提供を決定することができる。

(学校給食費等の額)

第4条 学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童 243円

(2) 生徒 295円

(3) 児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 311円

(4) 生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 367円

2 一の年度における、保護者等が納付すべき当該保護者等に係る児童若しくは生徒ごとの学校給食費又は教職員等が納付すべき教職員等給食費（以下「学校給食費等」

という。)の額(以下「年間納付額」という。)は、前項各号に定める額に、当該年度に当該学校給食の提供を受ける者に対して学校給食の提供ができる状況に至った回数(以下「学校給食実施回数」という。)を乗じて得た額とする。

(令6規則17・令7規則30・一部改正)

(学校給食の終了又は停止)

第5条 保護者等は、当該保護者等に係る児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合において、学校給食の提供を終了させようとするときは、学校給食終了願を市長に提出しなければならない。

- (1) 市が学校給食を実施する学校以外の学校に転学するとき。
- (2) 市立特別支援学校の高等部を退学するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 保護者等は、当該保護者等に係る児童又は生徒が次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、当該児童又は生徒への学校給食の提供を停止させようとするときは、学校給食停止願を市長に提出しなければならない。この場合において、当該事由が年度を超えて継続するときは、毎年度、当該停止願を提出しなければならないものとする。

- (1) 事故、傷病等により、市が学校給食を実施する日(以下「学校給食実施日」という。)において、学校給食の提供を受けることができないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

3 市長は、前2項に規定する書面の提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日において実施した学校給食の回数を年間納付額の算定における学校給食実施回数から除くものとする。

- (1) 学校給食終了願の提出があった場合 提出日の翌日から起算して3日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))を経過する日以後の学校給食実施日
- (2) 学校給食停止願の提出があった場合 提出日の翌日から起算して3日(休日を除く。))を経過する日から学校給食の提供を再開した日の前日までの期間の学校給食実施日

4 市長は、前項の規定により当該保護者等に係る第9条に規定する納付額に変更が

あるときは、学校給食費決定（変更）通知書により通知するものとする。

- 5 保護者等は、第2項の規定により停止していた学校給食の提供を再開させようとするときは、学校給食再開願を市長に提出しなければならない。

（学校給食の一部の停止）

第6条 保護者等は、児童又は生徒が食物アレルギー等のやむを得ない理由により、提供を受ける学校給食の一部を停止しようとするときは、学校給食一部停止願を市長に提出しなければならない。この場合において、当該理由が年度を超えて継続するときは、毎年度、当該一部停止願を提出しなければならないものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書面の提出があったときは、第4条第1項に定める1食当たりの額から次の表の左欄に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、学校給食の一部としてそれぞれ同表に定める額を減ずるものとする。

学校給食の提供を受ける者	牛乳	主食類	おかず類
児童	50円	51円	142円
生徒	50円	57円	188円

- 3 前条第3項（第1号を除く。）、第4項及び第5項の規定は、第1項に規定する書面の提出があった場合について準用する。

（年間納付額の調整）

第7条 市長は、災害その他やむを得ない理由により予定していた学校給食の提供ができなかったときは、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

（学校給食費等の納付方法）

第8条 保護者等及び教職員等（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第7条（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により給与から教職員等給食費を控除される者その他市長が別に定める者を除く。）は、学校給食費等を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他の市長が認める方法により納付することができる。

（月ごとの納付額及び納期限）

第9条 保護者等及び教職員等のうち熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）第3条に規定する職の職員（以下「学校職員」

という。)は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納期限及び納付額は、別表に定めるとおりとする。

2 教職員等のうち学校職員以外の者は、学校給食の提供を受けた日の属する月の翌月末日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに当該提供に係る教職員等給食費を納付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により難しいときは、これらの規定による納期限及び納付額を変更することができる。

（学校給食費等の充当及び還付）

第10条 市長は、学校給食費等につき過誤納金がある場合は、これを当該保護者等又は教職員等に係る未納の学校給食費等に充当するものとする。

2 前項に規定する場合において、充当を行わないときは、当該保護者等又は教職員等に係る当該過誤納金を還付する。

（督促等）

第11条 保護者等又は教職員等が第9条に規定する納期限までに学校給食費等を納付しないときは、市長は、納期限の翌日から起算して20日以内に、当該保護者等又は教職員等に対して学校給食費督促状により督促を行うものとする。

2 前項の督促を行った場合において、保護者等又は教職員等がなお学校給食費等を納付しないときは、市長は、督促状の納期限の翌日から起算して2月以内に、当該保護者等又は教職員等に対して学校給食費催告書により催告を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学校給食費等の滞納に対して採るべき措置については、熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号）の定めるところによる。

（学校給食費の免除）

第12条 条例第4条第1号に掲げるもののほか、同条の規定により学校給食費を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 熊本市就学援助規則（平成27年教育委員会規則第10号）第7条の就学援助の認定を受けている保護者等に対し、当該就学援助から当該保護者の児童又は生徒に係る学校給食費が支給されていないとき。

(2) 児童又は生徒に係る保護者等の全てが当該児童又は生徒を養育できない環境に至った場合であって、新たな保護者等が定まっていないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第4条の規定により学校給食費を免除する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間中に当該各号の事由に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった日の前日までとする。

(1) 条例第4条第1号の事由により免除される学校給食費 当該事由が発生した日から当該事由に該当しなくなった日が属する年度の末日までの期間

(2) 前項第1号及び第3号の事由により免除される学校給食費 当該事由が発生した日から当該年度の末日までの期間

(3) 前項第2号の事由により免除される学校給食費 当該事由が発生した日までに当該児童又は生徒に係る保護者等が支払うべき未納の学校給食費があった期間及び当該事由が発生した日から当該年度の末日までの期間

3 第1項に規定する学校給食費の免除を受けようとする者は、学校給食費免除申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該事由が年度を超えて継続するときは、毎年度、当該申請書を提出しなければならないものとする。

4 第2項ただし書に規定する場合は、保護者等(新たに保護者等になった者を含む。)は、第1項各号の事由に該当しなくなった旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該届出の有無にかかわらず、当該事由に該当しなくなったと認めるときは、第2項ただし書に規定する免除期間の終了を決定することができる。

5 第2項の場合における年間納付額の減額は、第9条に規定する納期限の最後の期において行う。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

6 前各項の規定により第9条に規定する納付額に変更があったときは、市長は、学校給食費決定(変更)通知書により通知するものとする。

(学校給食費の負担者に変更があった場合の手続)

第13条 前条第1項第2号に掲げる事由その他の事由により、第3条第1項に規定する申込書を提出した者と異なる者が学校給食費を負担することとなった場合は、再度同項に規定する申込書を市長に提出しなければならない。

(遅延損害金の算定方法)

第14条 次項に定めるもののほか、条例第5条第2項の遅延損害金の算定方法は、民法(明治29年法律第89号)に定めるところによる。

2 遅延損害金の額に10円未満の端数があるときはその端数金額を、遅延損害金の

全額が100円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(遅延損害金の免除)

第15条 条例第5条第3項の規定により遅延損害金を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第4条の規定により免除される学校給食費に係る遅延損害金があるとき。
- (2) 熊本市就学援助規則第3条第1項第1号又は第2号に該当する者であつて、同規則第7条の就学援助の認定を受けていない期間に未納の学校給食費があるとき。
- (3) 主たる生計維持者の死亡又は失踪があつたとき。
- (4) 保護者等が強制執行若しくは破産手続開始の決定を受けたとき又は担保権の実行としての競売が実行されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第5条第3項の規定により免除する遅延損害金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の事由により免除される遅延損害金 当該免除される学校給食費に係る遅延損害金の全額
- (2) 前項第2号の事由により免除される遅延損害金 当該未納の学校給食費に係る遅延損害金の全額
- (3) 前項第3号又は第4号の事由により免除される遅延損害金 当該事由が発生した日までの未納の学校給食費に係る遅延損害金の全額
- (4) 前項第5号の事由により免除される遅延損害金 市長が必要と認める期間における未納の学校給食費に係る遅延損害金の全額

3 条例第5条第3項の規定による遅延損害金の免除を受けようとする者は、学校給食費遅延損害金免除申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、遅延損害金の免除を受けようとする保護者等に係る児童又は生徒が複数いるときは、当該免除に係る児童又は生徒ごとに申請書を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、遅延損害金の免除の可否を決定し、遅延損害金免除決定通知書により通知するものとする。

(書類の様式等)

第16条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち保護者等が作成する様式に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和6年3月19日規則第17号)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日規則第30号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

(令6規則17・令7規則30・一部改正)

期	納期限	学校給食の提供を受ける者			
		児童	生徒	児童と同様の 学校給食の提 供を受ける学 校職員	生徒と同様の 学校給食の提 供を受ける学 校職員
第1期	5月末日	4,800円	5,600円	6,000円	7,000円
第2期	6月末日				
第3期	7月末日				
第4期	9月末日				
第5期	10月末日				
第6期	11月末日				
第7期	12月末日				
第8期	1月末日				

第9期	2月末日				
第10期	3月末日	年間納付額から、第1期から第9期までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額			

備考 納期限の欄に掲げる日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納期限とする。